

第17回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第17回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年8月21日(木) 午後1時27分～午後3時54分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1・2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代

(農地利用最適化推進委員15名)

9 : 大谷 敏行	10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男	12 : 井上 勝秀
13 : 藤原 一男	14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正	16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄	18 : 片山 嘉彦
19 : 横山 和行	20 : 西山 彰彦
21 : 中村 富昭	22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)  
(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	河嶋 雅浩
- 6 会議に付した事件  
議事

議案第94号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第95号	農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第96号	転用制限外農地の届出に対する受理について
議案第97号	非農地証明願に対する認可について
議案第98号	小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第99号	農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について (農地中間管理権)
議案第100号	小野市地域計画(案)に関する意見について

## 報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 3 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

## 【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今日は 8 月 21 日になっておりますけども、非常に暑い日が続いております。いつまでも体温に近いような最高気温が続く最近でございます。早く涼しい秋になって欲しいなと願っているのですが、今のところ、水稻の生育状況は順調に育っているのではないかと考えております。

早い品種でしたら、すでに穂が出ておりますし、今日の現地調査で〇〇委員が、もう「ヒノヒカリ」も出種していますよと聞きました。「ヒノヒカリ」が今日出種したことになりますと、いつもより生育は進んでいるのかなと考えております。

今のところ、水不足もあまり心配することもなく、また台風も来るかもしれないませんが、今のところは大丈夫でございます。ただ、早い水稻の品種には、カメムシがたくさん付いています。穂にカメムシが付いて、かじった跡が残っています。それが心配なところでございます。

本日第 17 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、非農地証明願に対する認可ほかの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 17 回小野市農業委員会を開会いたします。  
(議長着席)

- 議長　　まず、最初にご報告申し上げます。  
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。
- 議長　　次に、議案の訂正等がありますので、事務局から報告いたします。
- 事務局　議案書の6ページの差し替え分で、5条申請の1番目、株式会社〇〇〇〇〇〇様の分で、申請地、来住町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑の面積164㎡のうち147.96㎡の予定でしたが、設計変更されまして、全筆転用することになりまして、面積が変更となっております。合計面積も変更となりまして、366.32㎡となっております。摘要欄の張りコンクリートの面積も366.32㎡となっております。  
また、2番の譲渡人の〇〇〇〇〇〇さんの住所が長尾町〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりましたが、長尾町〇〇〇〇〇〇〇〇〇に変更しております。  
それにあわせて、参考資料27ページ、28ページの位置図詳細図も別紙のとおり変更しております。
- 議長　　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。  
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号1番 池澤弘子委員、2番 住本昌彦委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

- 議長　　それでは、これより議事に入ります。議案第94号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。
- 事務局(藤原)　議案書の1ページをお願いします。

#### 議案第94号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和7年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページ、3ページの12件になります。ご審議をお願いいたします。

- 議長　　議案第94号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。  
該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加東市松沢○○○ ○○ ○○、譲渡人 池田町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 池田町字○○○○ 地目田 面積○○○ $m^2$  自作地、摘要として、3年間の賃借権設定であります。

譲受人の○○○○さんは、株式会社○○○○のオーナーさんで、現在、賃借で農地を借りられて、8町から9町の土地の面積を借りられています。今回の申請地は、○○さんの実家からトラクターで3分から5分の場所にあるらしいです。

○○○○さんの所有する農地は8,000 $m^2$ ほどですが、8町を超える農地を耕作しておられるようです。問題はないかと思われそうですが、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長　1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○ ○○ ○○、譲渡人 長尾町○○ ○○ ○○○、申請地：所在地 長尾町字○○○ 地目田 面積○○○ $m^2$  自作地、長尾町字○○○ 地目田 面積○○ $m^2$  自作地、長尾町字○○○○ 地目田 面積○○○ $m^2$  自作地、合計3筆、合計面積○○○ $m^2$ 、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんは高齢になられて、また今回の申請地については、譲受人の〇〇さんに耕作をお願いしておられ、今回、売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

○議長 今回の申請地はダムの水が入るところですか。

〇〇〇番 入るところです。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 曾根町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 曾根町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 曾根町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、曾根町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、合計2筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんは、先月も2筆売買しておられます。譲受人の〇〇さんは〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんの息子さんです。自分の土地の一部は町内の方に耕作をお願いしておられますが、それ以外は耕作されておられません。売買の話がまとまり、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番について説明いたします。  
議案書の2ページ、及び参考資料の、7ページから8ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 大島町○○ ○○ ○○、譲渡人 大島町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 大島町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡  
自作地、摘要として売買による所有権移転であります。  
申請地は、小野南中学校と加古川の河川敷との間にあります。現状は耕作放棄地の状況ですが、譲受人の○○○○さんが購入して耕作されるということです。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

○議長 ○○○○さんは現在農業をされているのですか。

○○○番 現在は農業をやっておられませんが、購入して農業をすると意思表示されておられます。許可後の状況を見ていかないといけないと思っています。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、5番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、9ページから10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 片山町〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 葉多町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 片山町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

別々に住まれておられますが、譲渡人の〇〇〇〇さんは譲受人の〇〇〇〇さんの父親です。申請地は親子で一緒に耕作されておられます。親子間で贈与の話がまとまり、今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、6番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、11ページから12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 神戸市長田区〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 新部町〇〇〇 〇〇 〇〇〇、申請地：所在地 新部町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、新部町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、合計2筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、3年間の使用貸借権の設定であります。

今回の申請地は、譲受人の〇〇さんの妻の叔母さんの土地で、〇〇さんが土地を借りて、今年の冬ごろからブルーベリーを栽培される予定です。

7月の農地相談に来られています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、7番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、13ページから14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 鹿野町○○○○ ○○ ○○、譲渡人 大阪市福島区○○○○○○○○ ○○ ○○○、申請地：所在地 鹿野町字○○○○○  
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

参考資料の14ページの詳細図をご覧ください。申請地の隣接地の鹿野町○○○○番と○○○○番の3筆を1筆にして耕作をされています。

譲渡人の○○さんは70歳を過ぎておられます。譲受人の○○さんは主人が亡くなられ、息子と一緒に耕作をされておられます。売買の話がまとまり、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは8番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、8番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、15ページから16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 浄谷町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 神戸市西区〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇、申請地：所在地 浄谷町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、浄谷町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、合計2筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さんは親戚関係にあります。〇〇〇〇〇さんの主人が昨年お亡くなりになられ、相続されています。

〇〇〇〇〇さんは所有農地を20年ほど前から、〇〇〇〇〇さんに耕作をお願いされておられ、〇〇〇〇〇さんが相続後も農地を耕作することができないため、贈与の話がまとまり今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 8番について、説明は終わりました。8番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、8番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは9番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、9番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、17ページから18ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大開町〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 神明町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 大開町字〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、大開町字〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇㎡ 自作地、大開町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、合計3筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇〇〇さんの主人がお亡くなりになられ、主人の妹が〇〇〇〇子さんとして兄妹間で贈与されたようです。耕作は、以前から〇〇〇〇さんのご主人がされておられます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 9番について、説明は終わりました。9番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、9番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは10番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、10番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、19ページから20ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大島町○○ ○○ ○○、譲渡人 大島町○○○ ○○○ ○○、申請地：所在地 大島町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 小作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

今回の申請地は、以前から譲受人の○○さんが小作人として耕作されておられ、贈与の話がまとまり今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 10番について、説明は終わりました。10番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、10番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは11番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、11番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、21ページから24ページをあわ

せてご覧ください。

申請人：譲受人 黍田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 明石市大久保町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (持分2分の1)、姫路市新在家〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (持分2分の1)、申請地：所在地 黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m<sup>2</sup> 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m<sup>2</sup> 自作地、黍田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、合計3筆、合計面積〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人の2人の〇〇さんが2分の1ずつ相続を受け、今回の申請地を以前は町内の方に耕作をお願いしておられましたが、耕作をお願いしていた方から耕作できないこととなったため、譲受人の〇〇さんが〇〇〇〇〇〇をされていたこともあり、贈与による今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 11番について、説明は終わりました。11番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、11番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、11番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは12番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、12番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、25ページから26ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 市場町〇〇 一般社団法人〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇、譲渡人 池尻町〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 池尻町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、池尻町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m<sup>2</sup> 自作地、合計2筆、合計面積〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要として、解除条件付きの賃借権の設定であります。

譲受人一般社団法人〇〇〇〇〇〇は、6月の委員会でも同様の申請がございました。今回の申請地は、すでに水稻を耕作されておられます。解除条件付きの賃借権の設定の話がまとまり、今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 12番について、説明は終わりました。12番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、12番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、12番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第94号 農地法第3条関係では、申請件数12件、うち許可件数12件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第95号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第95号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき  
意見を求める。

令和7年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの2件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第95号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、27ページから28ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人（借人） 来住町〇〇〇〇 （株） 〇〇〇〇〇〇 〇〇  
〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人（貸人） 来住町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申  
請地：所在地 来住町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡のうち  
〇〇㎡ 自作地、来住町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作  
地、来住町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、来住町字  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、合計4筆、合計  
面積〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権の設定 擁壁の設置 重  
力式擁壁 張りコンクリート〇〇〇〇㎡ 第2種農地となります。

今回の申請地は、北側道路の境界に重力式L字型の擁壁を設置するもの  
です。また、東側斜面を張りコンクリートを施工し斜面の土砂等の流出を  
防ぐためのものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路と原野、西側が原野、南側が貸人の  
畑と道路と山林、北側が道路と山林と原野となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番：〇〇委員

擁壁はつながっているのか。

○事務局 参考資料の28ページの詳細図によると、申請番号①④と②③の間に、  
原野と山林の地目があり、その部分も擁壁をされる予定です。

農地法にかかる地目畑の部分のみの申請となるため、このような詳細図  
となっております。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

（質問なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達するこ  
とに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）



○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第95号 農地法第5条関係では、申請件数2件、うち進達件数2件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に、議案第96号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

#### 議案第96号

転用制限外農地の届出に対する受理について  
別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。  
令和7年8月21日提出  
小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第96号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、31ページから32ページをあわせてご覧ください。

届出人:久保木町○○○ ○○ ○○ 申請地:所在地 久保木町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡のうち○○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫 1棟 1階 36.85㎡、第2種農地でございます。

申請地の北側の道を挟んで、○○○番○○に届出人の自宅があります。今回の申請地○○○番○○の一部を農業用倉庫として申請をされておられます。そして、○○○番○○はすでに宅地となっております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が水路、南側が本人の田、北側が宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第96号 転用制限外農地の届出に対する受理について、申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了しました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第97号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の9ページをお願いいたします。

#### 議案第97号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和7年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたし

ます。

○議長 議案第97号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、33ページから34ページをあわせてご覧ください。

申請人：船木町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 万勝寺町字○○○  
○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成7年頃に山林化になってしまったようです。

本日現地調査もいたしました、現状は山林化しています。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第97号 非農地証明願に対する認可について、申請件数1

件、うち認可件数1件により審議は終了しました。

○議長　　ここで、午後2時50分まで休憩といたします。

(小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について)

○議長　　休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第98号、99号、100号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

(産業創造課あいさつ)

○議長　　次に、議案第98号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　議案書の11ページをお願いします。

#### 議案第98号

小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、小野農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について意見を求める。

令和7年8月21日提出

小野市農業委員会 会長　中尾 正美

12ページをお願いします。

市長部局より、令和7年8月5日付けで、意見を求められています。

事前資料として、「令和7年度(第1回)小野市農用地利用計画調整案件一覧表」をお送りしております。農用地区域からの除外案件は4件となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長　　議案第98号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業　　それでは、議案第98号の提案につきまして、説明させていただきます。議案資料は、11ページ、12ページとなります。

今年度1回目の説明になりますので、まずは小野農業振興地域整備計画

の変更（農振除外）について説明させていただきます。

各市町村では、農業振興地域の整備に係る法律（いわゆる農振法）に則り、農業振興地域整備計画というものを、それぞれ策定しています。その中で市内の優良農地や一団の農地に対して、農用地区域という属性を設け、向こう約10年間について、農業に供する土地、農業以外の利用を制限する土地として設定しています。

そのような土地利用が制限される農用地ではありますが、やむを得ない内容で、各種要件を満たすと判断された場合は、農用地という属性を外せる場合があります。

今回は、その農用地を外す（農振除外）にあたり、貴委員会の意見を求めるものでございます。今回は4つの案件を上程させていただいております。

それでは、1つ目の案件から順に説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

#### **(申請番号1)**

申出者：小野市長（水道部）

申出地：昭和町字〇〇〇〇〇〇 面積：〇〇㎡

権利関係：土地を取得して利用

利用目的：水道事業の用に供する施設の更新 建屋（取水制御施設）、エアーチャンバー（圧力制御装置）、管理資材置場、露天駐車場（ダンプトラック1台、作業者等2台）

除外の要件：

①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。

- ・申出地の北側に存在する河合浄水場の第2水源地（既存取水施設）は水道水の水源地として整備され、河合浄水場へ導水している市民生活に不可欠な施設である。昭和52年に整備され約48年が経過。建屋には耐震性はなく、導水管も老朽化が進んでおり、早急に更新する必要がある。
- ・取水機能を停止させての更新はできないため（既存建屋を壊した上に新設はできない）、新たに建屋を建設し、稼働させながら切り替える必要がある。
- ・既存の施設用地は非常に狭小であり、管理のための資材置場や車両の駐車スペースが十分になかった。既存建屋の撤去跡地には、配管資材の置場や作業車の駐車場といった施設管理のための用地として利用する。

以上のことから、公共性の高い施設の管理、機能の維持には、当申し出は必要不可欠なものである。

### 【土地に必要な条件】

- ・稼働しながらの切り替えが必要であることから、既設水源用地と隣接していること。
- ・建屋（15.99 m<sup>2</sup>）が建築可能であること。
- ・既設用地と併せて、管理のための資材置場、駐車場棟を設ける十分な広さがあること。

以上の条件下で、農用地区域外土地を探した結果、農振除外地で代替地は見つからなかった。

#### ②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

北側に既設取水施設があり、西側には市道2217号線と粟生川が流れている。申出地の4辺のうち2辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損ねるものでないと認められる。

#### ③農地の利用集積に支障がないこと。

現在利用集積を行っておらず、今後の利用集積の計画もされていない農地である。

#### ④土地改良施設の機能に支障がないこと。

申出地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

用地周囲に擁壁並びにU字溝を設置し、隣接農地や農業用排水路への土砂流出を防ぐ。

#### ⑤土地改良事業の完了後、8年を経過していること。

三井堰土地改良事業 三井堰地区  
事業完了年度：昭和50年

#### ⑥地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

地域計画区域内

同時に「地域計画変更申出書」が令和7年5月26日付けで提出されている。⇒地元確認済み。変更見込みあり。

#### ⑦農業委員会事務局の意見

（農地転用）許可不要

除外後農地区分見込み：第1種農地

公共性の高い事業であるため。

土地収用法による用地取得後、報告すること。

⑧加東土木事務所の意見

(都市計画法) 法の対象外

都市計画法第29条第1項第3号に定める公益施設に該当する。

(建築基準法) 確認見込

令和8年に確認申請を提出予定

既存施設は撤去すること。

(盛土規制法) 許可見込

造成規模によっては許可が必要。法に適合する内容にすること。

【結論】 除外6要件を満たす。

5ページ、6ページは、用地選定表を添付しております。

7ページは、位置図を添付しております。

8ページは、農用地の関係図を添付しております。

9ページは、土地利用計画図を添付しております。

10ページは、平面詳細図を添付しております。

11ページは、全部事項証明書の写しを添付しております。

12ページから14ページまでが現場の現況写真を添付しております。

それでは、2つ目の案件を説明いたします。

(申請番号2)

申出者：医療法人社団 ○○○○ ○○○○ ○○ ○○

申出地：船木町字○○○○外5筆 面積：○○○○㎡

権利関係：土地を取得して利用

利用目的：○○○○○○○○診療所、リハビリ施設、露天駐車場

除外の要件：

①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。

・○○○○は、○○○である○○○○(○○)が○○目となり、その○○である○○○○(○○)は○○○○○○の専門医で○○病院に勤務している。父の○○○○が高齢のことから、世代交代を見据えて地元小野市に戻り、後継診療施設の整備を計画している。

・主な診療内容は、既存の○○○○で診療している一般的な○○診療に併せて、○○○○○○と○○○系リハビリステーションを予定している。

・○○○の中でも心臓疾患は多くの高齢者が抱える疾患であり、高齢化が進む小野市の下東条地区では高い需要があると見込んでいる。しかし一方で、○○○系の診療所およびリハビリテーションは、総合病院や都会方面に集約しており、独居の高齢者等が気軽に通える診療所は周辺にない状況である。

- ・現在の診療所は来客でほぼ常時満員である。地元根付いた診療所の必要性は高いと判断できる。

以上のことから、当該事業は社会的需要が高く、地域振興に寄与する側面もあることから、必要性は高いものであると認められる。

**【土地に必要な条件】**

- ・診療所 1,200 m<sup>2</sup>【玄関・待合 250 m<sup>2</sup>、受付・事務所 150 m<sup>2</sup>、診療部門 400 m<sup>2</sup>（診療室・超音波・レントゲン検査室など）、リハビリ室 400 m<sup>2</sup>】、屋外リハビリスペース 400 m<sup>2</sup>、露天駐車場 35 台 630 m<sup>2</sup>【来客用 25 台、従業員用 10 台】が設置できる。
- ・リハビリ患者等が通院するため、ゆとりのある転回スペース・通行スペース・玄関への車回しスペースが確保できる。
- ・調剤薬局は〇〇〇〇北にある、〇〇薬局を利用するため、容易に行き来ができること。（徒歩約 5 分圏内）

以上の条件下で、農用地区域外土地を探した結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

北側に集落が存在し、西側には市道 1 1 6 号線及び東条川が存在している。4 辺のうち 2 辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

③農地の利用集積に支障がないこと。

利用権の設定はされていない。現在は〇〇町営農組合ほか 1 名が耕作している農地であるが、令和 7 年 5 月 1 7 日に了承を得ている。

④土地改良施設の機能に支障がないこと。

申出地周辺の既存水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められる。

南側農地へ土砂などの流出がないように、緩衝緑地を設けることで影響を与えないようにする。

⑤土地改良事業の完了後、8 年を経過していること。

県営土地改良事業 小野東地区  
事業完了年度：昭和 6 2 年

⑥地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

地域計画上の担い手として、〇〇町営農組合が位置付けられているが、農用地等以外の用途に供されることに対して、本人の了承を得ていることから、地域計画区域外へ計画変更の手続きを進めている。(令和7年8月予定)

⑦農業委員会事務局の意見

(農地転用) 許可見込

除外後、農地区分見込：第2種農地

関係法令を遵守すること。

⑧加東土木事務所の意見

(土地計画法) 法の対象外

都市計画区域外であり、造成面積が10,000㎡以下であることから。

(建築基準法) 確認見込

一定規模以上の面積の建築物が新築するため、確認申請が必要。法令に則り建築確認を行うこと。

(盛土規制法) 許可見込

規制区域内であるため、許可対象盛土・面積などの規模を超えれば許可が必要である。法令に則り許可申請を行うこと。

(兵庫県緑条例)

開発区域が1,000㎡以上であるので、届け出が必要である。条例に基づき届出を行うこと。

⑨まちづくり課の意見

(小野市開発事業等に関する条例) 許可見込

開発区域が1,000㎡以上であり、建築延べ面積が1,000㎡以上であるので、事前協議が必要である。条例に基づき協議を行うこと。

**【結論】** 除外6要件を満たす。

18ページ、19ページは用地選定表を添付しております。

20ページは、位置図を添付しております。

21ページは、農用地の関係図を添付しております。

22ページは、土地利用計画図を添付しております。

23ページは、施設立面図を添付しております。

24ページから29ページは、全部事項証明書の写しを添付しております。

30ページから32ページまでが現場の現況写真を添付しております。

それでは、3つ目の案件を説明いたします。

### (申請番号3)

申出者：〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

申出地：榊町字〇〇〇〇〇〇 面積：〇〇㎡

権利関係：土地を取得して利用

利用目的：リサイクル資材置場（金属・鉄・家電等）

除外の要件：

①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。

- ・申出会社は金属・鉄・家電などのスクラップを、買取り・回収し、細かく破碎・分別した後に、金属資源に再生加工処理を行うリサイクル業者である。
- ・本社及び事務所は大阪に存在しており、小野市内にも檜山町と長尾町に支店を置いている。
- ・現在、小野市両支店で資材置場の不足問題を抱えており、作業通路が十分に確保できない等、安全性と効率性に欠けた運用が問題視されている。そこで、申出地隣接の榊町〇〇〇〇〇〇〇ほか3筆（地目：山林）を造成し、新たな資材置場の確保に着手している。しかしながら、新たに造成中の資材置場は東西に細長く、市道122号線からの進入口は用地東側に片寄っているため、大型トレーラーの安全な出入りには申出用地も一体利用する必要があると判断し、本申出に至った。

以上、安全性と効率性の観点から、本事業の必要性は高いものであるとみとめられる。

#### 【土地に必要な条件】

- ・現在造成中の資材置場に隣接しており、一体利用することで、車両の進入の安全性が確保できること。

以上の条件下で、農用地区域外の土地を探した結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

北側及び東西に山林が存在し、南側には市道122号線が存在している。4辺すべてが農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

③農地の利用集積に支障がないこと。

現在、利用集積を行っておらず、今後の利用集積の計画もされていない農地である。

④土地改良施設の機能に支障がないこと。

申出地周辺には農道や農業用水路の機能はなく、事業実施により支障がおよぶ恐れがないと認められる。

事業地全体の雨量計算や排水については、小野市道路河川課の指導のもとに対処する。

⑤土地改良事業の完了後、8年を経過していること。

なし

⑥地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

地域計画未策定地域

⑦農業委員会事務局の意見

(農地転用) 許可見込

除外後農地区分見込：第2種農地

関係法令を遵守すること。

⑧加東土木事務所の意見

(都市計画法) 法の対象外

建築物を建てる計画はなく、当該事業規模であれば開発許可の対象にならない。

(建築基準法) 法の対象外

建築物がないことから。

(盛土規制法) 許可見込

規制区域内であるため、許可対象盛土・面積などの規模を超えれば許可が必要である。法令に則り許可申請を行うこと。

(小野市民の良好な環境を保全する条例) 届出不要

保管する資材が有価で取得したものであれば、届出の必要はない。

**【結論】** 除外6要件を満たす。

35ページは用地選定表を添付しております。

36ページは、位置図を添付しております。

37ページは、農用地の関係図を添付しております。

38ページは、土地利用計画図を添付しております。

39ページは、全部事項証明書の写しを添付しております。

40ページ、41ページは、現場の現況写真を添付しております。

それでは、4つ目の案件を説明いたします。

**(申請番号4)**

申出者：小野市長（地域振興部まちづくり課）

申出地：黒川町字〇〇〇〇〇〇外 29 筆 面積：33,018 m<sup>2</sup>

権利関係：土地区画整理事業の個人施行者が土地の一部を取得、その他を賃貸して利用予定

利用目的：商業施設用地整備のための市街化調整区域編入

除外の要件：

①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。

- ・本地区周辺はシビックゾーンとして、都市機能の集積を図ってきたエリアである。しかし、市内の商業消費が市外へ流出している状況であり、住民からも商業施設の誘致が望まれているが、市街化区域内で活用可能な一団の土地が不足している。そこで、早急に新たな商業施設用地を創出し、これらの課題に対応する必要がある。
- ・土地区画整理事業による事業実現に向けて、令和5年2月に地権者で構成する準備組織を設立、令和8年度の事業認可取得、令和9年度の造成工事、令和10年度の建築工事、令和11年度の商業施設開業等を確実にを行うためには、早期に農用地から除外を行い、市街化区域へ編入する必要がある。

以上のことから、小野市の都市機能の充実と集積のために、当申出は必要不可欠なものである。

#### 【土地に必要な条件】

- ・事業用地 33,018 m<sup>2</sup>（建物用地 11,082 m<sup>2</sup>、駐車場用地 16,628 m<sup>2</sup>、調整池 1,220 m<sup>2</sup>、緑地 1,782 m<sup>2</sup>、道路用地 526 m<sup>2</sup>、水路 1,780 m<sup>2</sup>）を満たす土地
- ・都市機能の集積を図っていることから、市役所や市民ホール等に近接していること。
- ・交通アクセスやインフラ整備が充実していること。
- ・小野市災害ハザードエリアから外れていること。

以上の条件下で、農用地区域外土地を探した結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

北側及び西側及び南側は市街化区域に接している。申出地の4辺のうち3辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

③農地の利用集積に支障がないこと。

小野市認定農業者の2名が事業区域内の2筆を集積し、耕作している。担い手の農業経営に支障を及ぼさない規模であり、両者了承済みである。

- ④土地改良施設の機能に支障がないこと。  
申出地周辺の水路や農道の機能は、付け替えなどを行うことで、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。
- ⑤土地改良事業の完了後、8年を経過していること。  
県営土地改良事業 原田郷地区  
事業完了年度：平成3年
- ⑥地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。  
地域計画未策定地
- ⑦農業委員会事務局の意見  
(農地転用) 許可見込  
除外後農地区分見込：第3種農地  
市街化区域編入後、農地転用の届出が必要。
- ⑧加東土木事務所の意見  
(都市計画法) 法の対象外  
市街化区域編入後は建築許可不要。土地区画整理事業を実施する場合は開発許可に該当しない。  
(建築基準法) 確認見込  
法に適合する建築物であればよい。  
(盛土規制法) 許可見込  
造成規模によって許可が必要。法に適合する内容であればよい。
- ⑨その他関係部署の意見  
兵庫県都市計画課  
(土地区画整理法) 許可見込  
令和8年度に個人施行による土地区画整理事業の認可を取得予定。  
法令に適合すれば許可せざるを得ない。  
兵庫県総合治水課  
(総合治水条例) 許可見込  
必要に応じて総合治水条例に基づき適切な調整池を検討すること。  
小野市道路河川課  
(道路法) 許可見込  
土地区画整理法、道路法等各種法令に則り、適切な手続きを進めること。

**【結論】** 除外6要件を満たす。

- 45 ページは、農用地区域の変更にかかる土地一覧を添付しております。
- 46 ページから 49 ページは、用地選定資料を添付しております。
- 50 ページは、位置図を添付しております。
- 51 ページは、農用地の関係図を添付しております。
- 52 ページは、土地利用計画図を添付しております。
- 53 ページから 55 ページは、現場の現況写真を添付しております。

以上で、「小野農業振興地域整備計画（案）の変更に対する意見について」の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番：○○委員  
説明資料の 18 ページの「農振青地」と「農振白地」の違いは何ですか。

○産業 「農振白地」が農振除外地で、「農振青地」が農振農用地となります。  
半径 200 メートルの中で、農振農用地の中でも除外しやすい、集落の中に入っているもの、集団性でいうとそこまで集団性がないものです。

○○○番 ○○番：○○委員  
説明資料の 43 ページの「加東土木事務所の意見」の「都市計画法」で「市街化区域編入後は建築許可不要」とあるが、許可がなくても建てられるのか、「建築基準法」で「法に適合する建築物であればよい」とあるが、建築確認無しで建てられるのか。

○産業 「都市計画法」の中の建築許可と、「建築基準法」の許可とは別のものです。建築基準法上の建築確認は必要となります。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第 98 号「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見

について」に関する審議は終了しました。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権))

○議長 次に議案、第99号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の13ページをお願いします。

#### 議案第99号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和7年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

14ページをお願いします。

市長部局より、令和7年8月8日付けで、意見を求められています。

15ページから23ページが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第99号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 議案第99号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は、13ページから23ページまでとなり、別途、配布しております3枚の位置図と一緒にご覧ください。

ここで、議案の内容の一部について、訂正がございます。

20ページ ○○○○さんの契約面積

(誤)「6,487 m<sup>2</sup>」 (正)「6,485 m<sup>2</sup>」

21ページ 利用集積の契約面積の合計

(誤)「55,906 m<sup>2</sup>」 (正)「55,904 m<sup>2</sup>」

以上、2箇所(箇所)の訂正をお願いいたします。

大変失礼いたしました。では、議案説明を続けていきます。

今回の農用地の利用集積計画の概要を申しますと、使用貸借権の新規設定分といたしまして、計19筆・17,663 m<sup>2</sup>、賃貸借権の新規設定分とい

たしまして、計 38 筆・55,904 m<sup>2</sup>となっております。

まずは、使用貸借権の新規設定分について、ご説明いたします。

議案資料は、15 ページから 18 ページまでとなります。

今回の使用貸借権の設定は 2 件となります。1 件目は、片山町内の計 18 筆・17,000 m<sup>2</sup>の農地を大開町と片山町の両町を拠点に営農を展開する「○○ ○」氏に集積しようとするものです。農地の所在ですが、位置図②を参照願います。貸借期間は、本年 11 月から 10 年間となっております。

2 件目の使用貸借権の設定は、長尾町内の計 1 筆・663 m<sup>2</sup>を、長尾町を拠点に営農をされている「○○ ○○」氏に集積をしようとするものです。

農地の所在ですが、位置図③をご参照願います。貸借期間は、本年 11 月から 10 年間となっております。

次に、賃貸借権の新規設定分について、ご説明いたします。

議案資料は、19 ページから 22 ページまでとなります。

今回の賃貸借権の設定は 1 件となりますが、場所は、いずれも来住町内の農地計 38 筆・55,904 m<sup>2</sup>を、来住町・下来住町を拠点に営農を行う「農事組合法人○○○○営農」に集積しようとするものであります。

農地の所在ですが、お手元にある位置図①をご参照願います。貸借期間は本年 11 月から 10 年間となっており、賃料は 10 アール当たり 3,000 円となっております。

以上で、議案第 99 号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第 99 号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」に関する審議は終了しました。

(小野市地域計画(案) に関する意見について)

○議長 次に、議案第 100 号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の25ページをお願いします。

議案第100号

小野市地域計画（案）に関する意見について  
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計画（案）について意見を求める。

令和7年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

26ページをお願いします。

市長部局より、令和7年8月5日付けで、意見を求められています。  
意見聴取を求められる地域計画（案）は、3件となっております。

27ページをお願いします。

市長部局より、令和7年8月7日付けで、意見を求められています。  
意見聴取を求められる地域計画の変更（案）は、3件となっております。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第100号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 それでは、議案第100号の提案につきまして、説明させていただきます。

まず、現状であります。現在、市内68ある農業集落において、順次、地域計画を策定しており、うち55の集落で完成し、残り13の集落について、同計画の策定を急いでいるところであります。

今回の議案であります。農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、10年後の農地プランを定める「地域計画」について、新規の3つの地域計画案と、すでに決定した地域計画のうち3つの計画に関する一部変更案について、貴委員会の意見を求めるものであります。

議案資料は25ページから27ページまでとなります。

新規の地域計画案の審議については、別途、配布しております。地域計画案の概要説明書と、小野市地域計画案をご覧ください。

加えて、既存の地域計画の一部変更の審議についても、別途、配布しております。地域計画変更案を提案しております。

それでは、新規の地域計画案の議案から説明してまいります。

今回は、新規分といたしまして、葉多町、檜山町、小田上町川北、以上

3町の地域計画案を提案しております。

まず、1つ目、葉多町の地域計画案から説明をいたします。

対象農地は48.6ヘクタール、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針といたしましては、「現状維持」とするものであります。

その担い手への農地集約の面積は、0ヘクタールとしております。

10年後の農地集積率は、30%を目指すこととしております。

主な担い手といたしましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、他となります。

具体的な計画案の内容は、地域計画案1ページから4ページをご覧ください。

次に2つ目、檜山町の地域計画案から説明をいたします。

対象農地は31.7ヘクタール、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針といたしましては、「現状維持」とするものであります。

その担い手への農地集約の面積は、0ヘクタールとしております。

10年後の農地集積率は、30%を目指すこととしております。

主な担い手といたしましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、他となります。

具体的な計画案の内容は、5ページから9ページをご覧ください。

次に3つ目、小田上町川北の地域計画案から説明をいたします。

対象農地は16.1ヘクタール、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針といたしましては、「大規模経営農家へ一部集積」とするものであります。

その担い手への農地集約の面積は、0.9ヘクタールとしております。

10年後の農地集積率は、30%を目指すこととしております。

主な担い手といたしましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏他となります。

具体的な計画案の内容は、地域計画案10ページから13ページをご覧ください。

以上が、新規の地域計画案の提案説明となります。

続いて、既存の地域計画の一部変更の案について、提案説明を続けます。

○産業 今回の変更案件は、新部町、昭和町、船木町の3件となります。

1件目の変更計画は新部町になります。

主な変更内容は、10年後の農地を担う者の変更です。

現在、新部町で大規模に耕作されている「〇〇 〇〇」氏、「〇〇 〇」氏、「〇〇 〇〇」氏の3名の耕作面積を、新たな担い手である「〇〇 〇

○」氏に集積するといった内容に変更したいと、「○○ ○○」氏から申し出がありました。前の計画の担い手である御三方には、申し出者の方から了承を得ております。

具体的な計画の内容を説明いたしますと、計画3ページ目の4、地域内の農業を担う者の欄をご確認ください。

続いて、2つ目の案件に移ります。2件目は昭和町になります。

本件は、先ほど議案98号で説明いたしました農振除外の事務手続きを進めるにあたって、地域計画より除外する必要があるため、該当地を守るべき農地から除外する変更申請になります。

説明資料の地域計画目標地図の変更箇所部分となり、地図のみの変更となります。

続いて、3つ目の案件に移ります。3件目は船木町になります。

本件も先ほど議案98号で説明いたしました農振除外の事務手続きを進めるにあたって、地域計画より除外する必要があるため、該当地を守るべき農地から除外する変更申請になります。

説明資料の地域計画目標地図の変更箇所部分となり、地図のみの変更となります。

以上をもちまして、地域計画の変更案にかかる提案説明とともに、議案100号のすべての提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第100号 「小野市地域計画（案）に関する意見について」に関する審議は終了しました。  
（産業創造課職員退席）

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項1から3を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 29ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和7年7月1日～令和7年7月31日)

令和7年8月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 耕作証明 番号1 住所 新部町〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計3件、使用目的は、全てが軽油免税の申請です。

引き続きまして、30ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年7月1日～令和7年7月31日)

令和7年8月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 神戸市垂水区〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、借人 菅田町〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 菅田町字〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇㎡、菅田町字〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇㎡、合計2筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7年7月4日受理、利用権 賃貸借の合意解約に係る届出の1件です。

引き続きまして、31ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年7月1日～令和7年7月31日)

令和7年8月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 栗生町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、

譲渡人(被相続人) 栗生町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、

物件の表示 所在地 栗生町字〇〇〇〇〇〇〇〇 地目田、面積  
〇〇㎡、摘要といたしましては相続による所有権取得、令和7年7  
月8日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計8  
件、30筆、35,164㎡でした。

○議長 報告1から3について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。  
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ  
いました。  
これをもちまして、第17回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署  
名捺印する。

令和7年8月29日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員1番

議事録署名委員2番